

**千葉市新清掃工場建設及び運営事業
第2回入札説明書等に係る質問への回答**

平成30年8月3日

千葉市

千葉市新清掃工場建設及び運営事業 第2回入札説明書等に係る質問への回答

●対話事前質問があった質問については資料名と頁の間に「※」を記載

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
1	入札説明書		18	VI	5	(2)						契約保証金等	建設工事請負契約時の契約保証金を「ウ契約保証金の免除」条項にて対応する場合、「東日本建設業保証㈱」等の保証事業会社の契約保証での対応でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第10条第3項を参照してください。
2	入札説明書 添付資料-5	※	1/1	2	(1)							本施設の運営・維持 管理業務にかかる第 三者賠償保険	「保険契約者は運営事業者」とのご指定ですが、貴市およびSPCとその全下請負人を被保険者とできる代表企業の包括保険を活用することにより、貴市の要求水準を超える補償が可能となるため、保険契約者は運営事業者または代表企業としていただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。 ただし、運営事業者が加入する保険の補償内容と同等以上であることを客観的根拠等を元を示す場合、協議します。
3	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 1. 1	第1章	第1節	6						事業実施区域面積	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 22（平成30年6月12日付）で、「共同住宅（旧職員住宅）」については、平成33年度に解体工事に着手し、速やかに本市に引き渡してください。」との回答ですが、解体後、現状地盤の整地を行い引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 1. 2	第1章	第1節	8	1)	(1)				全体計画	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 24（平成30年6月12日付）では、「新工場エリア内において新工場建設に干渉しない旧焼却施設の地下部分は残置の提案をお認めいただけないでしょうか。」の質問に対して、「事業実施区域については、要求水準書に記載のとおり、協議によるものとします」との回答ですが、実施設計段階では、周辺環境への配慮、工期短縮等の面等から協議させていただくものとし、現段階では全て撤去する前提と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 1. 4	第1章	第1節	9.						工期	環境影響評価準備書・評価書完了時期が平成32年3月末となっております。工期が大変厳しいと見込まれるため、環境影響評価準備書・評価書完了時期を前倒ししていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
6	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 1. 4	第1章	第1節	10.	1)	2)				工期	工期が大変厳しいと見込まれるため、解体工事に伴う準備、調査等は平成33年4月以前に開始してもよろしいでしょうか。	測量や残置物調査であれば提案を認めます。 ただし、重機の搬入、工事に関することは認めません。
7	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 2. 1	第1章	第2節	1.	2)	(2)				計画ごみ質	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 39およびNo. 407（平成30年6月12日付）において、要求水準書添付資料21及び25のごみ質データが追加されましたが、設計に使用する数値は要求水準書に記載のごみ質を使用するのであり、添付資料を参考にごみ質は変更しないと解釈してよろしいでしょうか。なお、今回新たに追加されたごみ質のデータは、要求水準書記載のごみ質に比べ低位発熱量が高いなどの変化があるとお見受けしております。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書 設計・建設業務編		1. 2. 7	第1章	第2節	9.						熔融スラグの品質基準	「JIS A 5031 または JIS A 5032の規格を満足すること」とありますが、JIS規格を満足すればよく、JIS工場認証を取得するまでは求めていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 5. 1	第1章	第5節	1.						試運転	十分な負荷運転調整を行うため、一定期間搬入ごみ量を確保する必要があります。北清掃工場、新港清掃工場に搬入すべきごみを、一時的に一部新工場に搬入する等試運転時の搬入ごみ量を調整させていただくことは可能でしょうか。	可能です。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
10	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 12. 3	第1章	第12節	2						許認可申請	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 79（平成30年6月12日付）では、「工事範囲において本市が関係官庁への許認可申請、報告、届出などを必要とする場合、建設事業者は書類作成などについて協力し、その経費を負担すること。」とあります。建設工事に伴う認可申請を除き、本事業で必要な許認可申請のすべては貴市が行うものと理解してよろしいでしょうか。また、（都市計画法等）の質問に対して、「本事業で必要となる許認可申請のすべては、建設事業者の負担となります。」との回答ですが、貴市が行う許認可申請、報告、届出に対し、建設事業者は、書類作成などについて協力し、その経費を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、市が申請者として提出が必要な許認可申請については市が行うものとします。 後段については、ご理解のとおりです。経費には、申請に係る手数料も含まれます。
11	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	8)					工事用ユーティリ ティー	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 83（平成30年6月12日付）ですが、①工事用排水について、取り扱い点と放流量制限の質問に対して、「放流量制限については、関係機関との協議となります。」との回答ですが、取り扱い点は、添付資料2(2)敷地内の平面配置計画及び取り扱い点位置図【シャフト炉式ガス化熔融方式】（参考）の④下水および⑤雨水との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 12. 5	第 1 章	第12節	4.	8)	①				工事用水	「井戸の能力のみで不足する場合は、建設事業者で確保すること。」との記載がございますが、新設工事用として建設事業者にて新たに工事用井戸を設置して使用することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、取水については、25A以下の口径とします。
13	要求水準書 設計・建設業務編	※	1, 12, 5	第 1 章	第12節	4.	10)					中間技術検査	地下部撤去完了後の他に、年度別に交付金等に係る検査予定がございましたらご教示願います。	ご提示の中間技術検査については、現時点では予定していません。
14	要求水準書 設計・建設業務編	※	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	10)					中間技術検査	工事施工上残置可能な既存舗装等については中間技術検査対象外との理解でよろしいでしょうか。	既存舗装等は残置対象物ではありません。 中間技術検査については、工事進捗状況から対象を協議して決定します。
15	要求水準書 設計・建設業務編		1. 12. 5	第1章	第12節	4.	10)					既存舗装等の残置	既設舗装解体について中間技術検査対象年度を平成37年度（2025年度）としてもよろしいでしょうか。	ご提示の年度に既設舗装解体を予定している場合には、出来高検査（完成検査）に含まれます。
16	要求水準書 設計・建設業務編		2. 1. 1	第2章	第1節	1	5)					階段	「階段の傾斜面は、原則として水平に対して40度以下とし」とありますが、主要階段について本規定に準ずるものとして、メンテナンス用階段等のプラント機器周辺階段の傾斜角度は提案できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 2. 4	第 2 章	第 2 節	4.						投入ごみ検査設備	投入ごみ検査設備にて行う検査の対象をご教示願います。	委託車両が搬入する可燃ごみ、市民が自己搬入する可燃ごみ、許可業者が搬入する可燃ごみの分別の検査を対象とします。
18	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 2. 7	第 2 章	第 2 節	8.	1)					可燃性粗大ごみ破碎機	二軸破碎機を用いた場合、処理物のサイズが小さくなりすぎるため、熔融炉からの飛散量が増大する懸念があります。また二軸破碎機はせん断式と比較し消費電力が高く、メンテナンス費も高額となります。 適正に破碎処理を行うことを条件に、せん断式破碎機の採用を認めていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
19	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 7. 1	第2章	第7節	1.	3)	(6)				押込送風機 回転数 制御	圧力を一定に保つ必要があることから回転数制御でなくダンバ制御のみとしてよいでしょうか	要求水準書に記載のとおりとします。ただし、回転数制御による省エネルギー効果が明らかに得られないことが認められた場合には可とします。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
20	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 7. 1	第2章	第7節	1.	5)	(2)				押込送風機 吸引口	ごみピット棟より吸引するとありますが、炉室空気吸引することでもよいでしょうか。粉じんなどを含む空気をごみピット棟より吸引した場合、押込送風機吐出側の弁類に悪影響を与える恐れがあるためです。 なお、ごみピット棟は燃焼用送風機により吸引することで十分な負圧を維持できます。	ご提示の提案を認めますが、1炉運転、低質ごみ時においても、ごみピット、プラットホームの臭気対策のための換気量を確保できるよう、計画してください。なお、関連して、投入扉全開時にもプラットホーム側に臭気が漏れ出さないよう、脱臭装置等で換気量を確保してください。 また、ごみピットと他所灰ピットを兼用とされる場合、粉塵もプラットホーム側に漏洩することのないようにしてください。
21	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 7. 2	第2章	第7節	2.	3)	(6)				燃焼用送風機 回転数制御	圧力を一定に保つ必要があることから回転数制御でなくダンパ制御のみとしてよいでしょうか	本表No. 19を参照してください。
22	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 8. 3	第 2 章	第 8 節	5.	2)					スラグピット・メタルピット	「数量〔スラグピット1基、メタルピットは必要に応じて設置〕」とのご指定ですが、スラグ・メタル混合状態でピットに貯留する提案としてもよろしいでしょうか。本提案では磁選機、粒度調整装置等のスラグ処理の後段機器がトラブルが発生した場合も、前段にスラグ・メタルピットがあることで熔融炉の運転を継続することが可能です。	ご提示の提案を認めます。なお、ピットの下流側に設置する磁選機及び粒度調整装置についても、予備機（予備系列）を設置してください。
23	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 8. 3	第 2 章	第 8 節	6.	2)					スラグクレーン（飛灰処理物クレーンと兼用）	「数量〔2〕 基」とのご指定ですが、これはスラグ・メタル品質確保の観点から「スラグ・メタル専用（1 基）＋飛灰処理物専用（1 基）」との内容と解釈いたします。 これを踏まえ、スラグ専用クレーン 1 基、飛灰処理物専用クレーン 1 基の計 2 基をそれぞれ独立して設置する提案としてもよろしいでしょうか。	同一のクレーンガーダー上に設置し、相互利用ができる場合については、ご提示の提案を認めます。 なお、スラグ・メタルピット及び飛灰処理物ピットそれぞれに専用クレーンを設置する場合には、各クレーンの予備機を設置してください。
24	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 9. 1 2. 9. 4	第2章	第9節	7.						飛灰貯留槽 飛灰処理物ピット	飛灰処理物の搬出にあたり、ピット&クレーン方式での要求水準となっておりますが、バンカ切出しでの搬出方式での提案も可とさせていただけないでしょうか。以下に提案概要と理由を示します。 【提案方式概要】 ・飛灰貯留槽の容量を3日分以上（飛灰処理物ピットと同等以上）とし、最終処分場が休日の場合の貯留機能を有するものとする。なお、飛灰貯留槽にはヒータ設置や保温施工、エアレーション・エアノッカの設置を行うことで、吸湿・固着防止対策及び棚吊対策を施す。 ・車両搬出用の飛灰処理物バンカを設置する。 ・飛灰処理物ピット及び灰クレーンはなし。 【提案理由】 ・ピット内の飛灰処理物は、キレートで重金属類が固定化されているものの、作業者のピット空間に立入がないのが望ましいが、灰クレーンの点検等の日常作業があるためピット空間への立入が発生する。一方、弊社提案方式の場合、全ての設備が基本密閉構造となるため、日常作業において、飛灰及び飛灰処理物がある空間への立入はない。 ・ピット方式の場合、湿灰の状態で3日程度保管することもあるため、ピット内での固着等の恐れがある。 ・最終処分場の休日の場合や緊急時の貯留機能としての容量確保は、ピット&クレーン方式と同等。 ・弊社実績でも1施設を除いて提案方式を採用（最大240t/日・炉×3炉の施設）。いずれの施設においても、提案方式の採用に伴う飛灰処理物の搬出が滞る、もしくは炉停止をせざるを得ない状況が発生するといったトラブルは発生していない。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
25	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	東京電力パワーグリッドのHPの空容量マッピングによると千葉県154kV系統の空容量は0MWになっておりましたので、確認のため事前相談をしたところ、送変電設備の熱容量から評価した連系制限の有無のみを簡易的に確認した結果として【連系可能な最大受電電力は0kW】という回答を受領しました。 一方、H30. 6. 12の第1回入札説明書等に係る質問のNo. 143で連系制限はないものと考えてよいというご回答をいただきましたので、そのように計画を進めますが、契約後に連系制限による変更が出た場合は、【建設工事請負契約書 第70条（発注者に起因する条件変更）】、【運営業務委託契約書 第47条（要求水準書の変更）】に基づいて協議されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 12. 2	第 2 章	第12節	2.						特高受変電設備	特高受電設備については、別棟とし設置する提案としてよろしいでしょうか。別棟とすることで、以下のメリットがあります。 ・東京電力標準設計指針では電気引込口から受変電室までの地中引込線こう長50m程度とするとの規定があります。別棟とすることで引込口の50m以内に受電設備を設置することができ、東京電力標準設計指針に準拠した設計が可能となります。 ・独立棟のため収納機器の搬入出が容易であり、万一の受変電機器故障による停止期間を短縮できます。 ・東電との引込線責任分界点が敷地境界近傍とできるため、電力系統側の事故時の点検、復旧作業が容易です。 ・引込線の敷地内こう長が短くなり、工事負担金が低減します。	東京電力パワーグリッド株式会社との協議で回避できる見通しであるため要求水準書に記載のとおりとします。
27	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 12. 3	第2章	第12節	2.	2-1	6)	(3)			キュービクル形ガス 絶縁開閉装置 特高変圧器	H30. 6. 12の第1回入札説明書等に係る質問のNo. 146で特別高圧変圧器の絶縁は要求水準書どおりF種とご回答をいただきました。変圧器メーカー各社にヒアリングしたところ、ガス絶縁変圧器のF種は154kVクラスで実績無く対応できない等回答があり、対応できるメーカーを見つけることができません。ガス式採用により十分絶縁機能を確保できるため、154kVクラスで実績のあるE種で許容いただけないか再度ご検討をお願いします。	提案によるものとします。
28	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 12. 9	第2章	第12節	8.	8-1	1)				原動機	非常用発電機の型式がガスタービンとなっていますが、1炉運転時の立上げが主目的となるため常時運転するものではなく、熱回収もないことからエネルギー効率が悪いものとなります。 従いまして、常用運転ではなく廃熱利用も見込めないことからディーゼル発電機での提案を認めていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
29	要求水準書 設計・建設業務編		2. 12. 9	第2章	第12節	8.	8-1	1)				原動機	7月2日の対面での対話において、非常用発電機の運用は、消防設備及び災害時（商用電源遮断時）の1炉立上げ用とのことでしたが、常用防災兼用として通常運転時における炉の立上げ時等のピークカットに使用してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めますが、常用・非常用兼用に伴う各種規制等へ準拠できるものとします。
30	要求水準書 設計・建設業務編		2. 12. 9	第2章	第12節	8.	8-1	1)				原動機	非常用発電機を屋外に設置する場合は、建築面積の増加がないようにスラグストックヤードやオーバホール倉庫上に設置することも可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
31	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 12. 9	第 2 章	第12節	8.	8-1	3)	(2)				非常用発電設備 原動機燃料	「灯油及び中圧A」 のご指定ですが、灯油は始動用燃料として使用し、都市ガスで発電を継続する仕様と理解してよろしいでしょうか。	非常用発電設備の運用について （１）消防設備（非常電源）としての使用については、灯油のみを使用します。 （２）災害時（商用電源遮断時の１炉立ち上げ）の使用については、始動用燃料として灯油又は都市ガスを使い、都市ガスで発電を継続します。
32	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 13. 7	第 2 章	第13節	4.	4-2	3)	(1)				制御装置（中央） オペレーターズコンソール CPU	「オペレーターズコンソール１台につき、CPU 2 台（マスター及びスレーブ）」のご指定ですが、CPU 1 台のオペレーターズコンソールを複数台設置し、各オペレーターズコンソール間で監視制御機能を多重化することで、CPU故障によるプラントのシャットダウンを防止するシステムをご提案してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
33	要求水準書 設計・建設業務編	※	2. 13. 7	第 2 章	第13節	5.	5-1	3)	(1)				データ処理装置 データログ CPU	「データログ１台につき、CPU 2 台（マスター及びスレーブ）」のご指定ですが、CPU 1 台のデータログPCを２台設置し、各PC間でデータ処理機能を２重化することで、CPU故障時でもデータ処理を引き継げるシステムをご提案してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
34	要求水準書 設計・建設業務編		3. 1. 2	第3章	第1節	1,	3)	(3)					仮設駐車場	「仮設駐車場については本市と協議のうえ施工すること。」とありますが、設計・建設業務対象区域外で仮設駐車場を確保する場合は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書 設計・建設業務編		3. 2. 17	第 3 章	第 2 節	2.	2)	(3)	⑦				オーバーホール用等 倉庫	「10m×10m程度の区画を設けて、防災のための非常食などを収納する備蓄庫を計画すること」とあり、第1回入札説明書に係る質問への回答（平成30年6月12日付）のNo186にて、貴市が防災備蓄をご準備される旨のご回答をいただきましたが、貴市がご準備される防災備蓄の概要をご教示願います。また、10m×10mの区画は貴市防災備蓄専用として利用し、運営事業者が準備する防災備蓄は他所に保管するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、非常用の水、非常食、非常用簡易トイレ、毛布等です。 後段については、ご理解のとおりです。
36	要求水準書 設計・建設業務編	※	3. 3. 1	第 3 章	第 3 節	2.	2)						構内排水設備	参考として、調整池ポンプ能力及び配管ルート・サイズ、雨水最終枳への放流ポンプ能力等が分かる、既設工場の雨水排水設計図をいただくことは可能でしょうか。	調整池ポンプ：200V 7.5kWの2台の並列交互運転。 配管ルート：添付資料12(10)(キ)4のとおり。 調整池から北端の雨水配管にポンプアップし、雨水配管を通り、雨水排水槽に移送。 雨水排水槽ポンプ：200V 11kWの2台の並列交互運転。
37	要求水準書 設計・建設業務編	※	3. 5. 1	第3章	第5節								建築機械設備工事	各室の建築機械設備工事は添付資料8「建築設備リスト」を参考に計画し提出すること。建築機械設備計画においては、省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とするとあります。 例えば、炉室の換気において、炉室外壁に給気口を設置し、屋根モニタから排気する自然換気方式として、ファンの動力を必要としない消費動力を削減できる方式とするなど、環境負荷低減に配慮した提案をするとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 なお、炉室については、外気温＋10度以内とすることを前提として、ご提示の提案を可とします。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
38	要求水準書 設計・建設業務編	※	3. 5. 2	第3章	第5節	4.						消火設備工事	千葉県火災予防条例によると「地上3 1 mを超える階にはスプリンクラーを設けること」との記載がございますが、ホッパーステージや炉室などの大空間がこれに該当した場合、建設費に大きな影響を及ぼします。一方これまでの実績ではスプリンクラーを炉室等に設けた事例がありません。建築床が3 1 mより低い位置にあり、吹き抜けの高い空間となるごみピット・ホッパーステージ、炉室、排ガス処理室に関して、見積の公平性の観点から市殿より千葉県消防局殿へスプリンクラーの要否についてご協議いただき、その結果を見積条件としてご提示いただけないでしょうか。	建築物の最上階床面が3 1 mより低い位置にある場合に限り、スプリンクラーの設置は必要ありません。
39	要求水準書 設計・建設業務編	※	4. 1. 1	第4章	第1節	1.						解体工事範囲	残置する汚水、雨水公共柵及びそれを運転するポンプの構造、電源等が分かる資料がございましたらご提示願います。	柵の図面を配布します。 現在設置されているポンプの概要は、本表No. 36を参照してください。
40	要求水準書 設計・建設業務編		4. 1. 2	第4章	第1節	1.	4)	(2)				解体工事における植栽の撤去	植栽、樹木の撤去範囲を具体的にご提示願います。（工場棟北側、旧職員住宅周り等）	要求水準書添付資料26（追加）を参照してください。
41	要求水準書 設計・建設業務編	※	4. 2. 3	第4章	第2節	2.						地中配管図	既存の地中埋設配管図、外構図をいただけませんか。	既存の地中埋設配管については、要求水準書添付資料12（10）を参照してください。 外構図については、現地見学会における調査をもとに提案してください。
42	要求水準書 設計・建設業務編	※	4. 2. 3	第4章	第2節	2.	3)	(7)				その他	土壌汚染サンプリング用井戸の場所、構造等が分かる計画資料がございましたらご提示願います。また、土壌汚染サンプリング用井戸を工事中に環境調査用として使用してもよろしいでしょうか。	前段については、構造図を配布します。 後段については、必要に応じて使用することを認めます。
43	要求水準書 設計・建設業務編	※	4. 2. 10	第4章	第2節	4.	2)	(3)				地下部埋め戻し	地下部及び杭抜後の埋め戻し材料のご指定はありますか ご教示下さい。	砂質土（山砂）又は掘削土の中の良質土とします。
44	要求水準書 設計・建設業務編	※	4. 2. 13	第4章	第2節	(2)	⑦					廃石膏ボードの処理	小名浜吉野石膏または日東石膏ボードの使用有無を確認し管理型等で処分することと記載がありますが、現地調査ではボード裏の確認が出来ず、仕上表もなく使用ヶ所が不明確なため、見積段階で含むことが困難です。見積前提となる数量が有りましたらご提示願います。	事業者の負担により、非飛散性アスベストと同様に適切に処分してください。
45	要求水準書 設計・建設業務編		4. 2. 14	第4章	第2節	5.	8)					上空電波帯	解体敷地上空に電波帯電波伝搬路はないの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 添付資料		添付資料 1 (2)									建設場所（事業実施区域）について	7/6に受領しました添付資料1 (2)に係るCAD図面を参照すると、用地測量図で示される敷地境界が現況状況から全般的に北西方向にずれが生じているように見受けられます。（添付資料参照ください。） これについては現況道路状況等との詳細取合齟齬等が生じますが、受領のCADデータを正とし計画を進めるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 添付資料	※	添付資料 2 (1)									敷地内の平面配置計画及び取り合い店点位置図	来場者駐車場と見学者駐車場を分けた配置計画となっておりますが、各駐車場の使い分け方等お考えがありましたらご教授願います。	来場者駐車場：自己搬入でごみを搬入する市民が使用。 見学者駐車場：見学者が使用。

No.	資料名		頁	項目									タイトル	質問内容	質問回答
48	要求水準書 添付資料	※	添付資料9	2.									見学者ルート	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 286（平成30年6月12日付）で、”原則”要求水準書通りと御回答頂きましたが、貴市の基本方針などを踏まえつつ、新たな見学者ルートを提案することを認めて頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 ただし、新たな見学者ルートの提案についての協議には応じます。
49	要求水準書 設計・建設業務編	※	添付資料 12（1）										解体撤去範囲図	地盤高さが、数字がつぶれて見るできません。解体撤去範囲図の原本をご確認させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書添付資料1(2)のCADデータを配布します。
50	要求水準書 設計・建設業務編	※	添付資料 12（2）										解体工事完了時期	解体工事完了時期に関しては、工期内であれば特に期限がないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 共同住宅（旧職員住宅）については、平成33年度に解体工事に着手し、速やかに本市に引き渡してください。なお、当該用地は、余熱利用施設の計画地であることから、引渡し後は本市が管理を行います。
51	要求水準書 設計・建設業務編	※	添付資料 12（3）										プラント設備概要 (1) ゴミ焼却施設	各設備の詳細図（構造・寸法）がございましたらご提示願います。	設備図面を配布します。
52	要求水準書 添付資料	※	添付資料 12（3）										解体工事 プラント設備概要	プラント設備概要に示された基数は2炉分ですが、添付資料12(8)では3炉構成となっています。 基数2炉分は誤記で、3炉分が正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書添付資料12(8)を修正しています。参照してください。
53	要求水準書 添付資料	※	添付資料 12（4）										解体工事 北谷津清掃工場プラント機器荷重	荷重表に示された総重量は3炉分との認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書 添付資料		添付資料 12（5）										解体建築数量	解体する建築数量（参考）が示されていますが、竣工図面からは十分に確認ができません。施工において大幅な数量相違があった場合は変更協議対象としていただけないでしょうか。	現地見学会の調査をもとにご提案ください。
55	要求水準書 設計・建設業務編	※	添付資料 12（6）										アスベスト混入物対象範囲図	参考資料に記載されている建物以外のアスベスト含有の有無ならびにアスベスト含有がある場合のアスベスト含有量・位置・使用についてご教示願います。また、アスベスト混入物の対照範囲図において石綿含有吹き付けと石綿含有建材に分類されていますが、壁・天井等の下地にアスベスト塗布している施工箇所は無いものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、参考資料に記載の内容のほかに、要求水準書4. 2. 11に記載のパッキン類等も想定しています。これらについても解体実施前の調査の上、適正に処理して下さい。 後段については、外壁の下地には一部アスベストの含有が認められましたが、内装材の壁・天井については、下地にアスベスト含有はないものと想定しています。アスベストの使用が見込まれる個所については事業者の負担により適切に処分してください。 分析結果については、要求水準書添付資料12(6)を修正しています。参照してください。
56	要求水準書 添付資料	※	添付資料 12(6)										現況焼却施設アスベスト撤去範囲図(参考)	工場棟のアスベストの混入範囲（内部・外壁）が指示されていますが、その他建物(プラズマ熔融センター、共同住宅等)にはアスベスト含有建材の使用が無いものと考えてよろしいでしょうか。また、受注者が事前調査にてアスベストを確認した場合は、別途清算という理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 なお、新たに確認された場合には事業者の負担により適切に処分してください。
57	要求水準書 添付資料	※	添付資料 12(6)										現況焼却施設アスベスト撤去範囲図(参考)	その他のアスベスト含有建材としてパッキン類等があるとのことですが、見積の前提となる数量をご提示願います。また、実数量による精算と考えてよろしいでしょうか。	新たに確認された場合には事業者の負担により適切に処分してください。
58	要求水準書 添付資料	※	添付資料 12(6)										現況焼却施設アスベスト撤去範囲図(参考)	現地調査の結果、工場棟の外装塗材の範囲図の赤線以外の壁・上げ裏にも同様の建材が使用されているように思われましたが、赤線通りで見積し、受注者が事前調査にてアスベストを確認した場合は、別途清算という理解でよろしいでしょうか。	新たに確認された場合には事業者の負担により適切に処分してください。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
59	要求水準書 添付資料	※	添付資料 12(8)									北谷津清掃工場 解体撤去手順図（参考） 仮設計画図（断面図） STEP-5	ごみピットの解体に伴い、シートパイルによる山留を行う計画ですが、添付資料3地質調査データより、地下水は比較的深い地盤面より7～8m以深のため、シートパイルに代わり、周辺環境に配慮したオープン掘削による提案を認めていただけないでしょうか。	実施設計時に協議するものとします。
60	要求水準書 設計・建設業務編	※	添付資料 12（10）	（ア）								北谷津清掃工場	各設備の詳細配置図がございましたらご提示願います。	建築図面及び機器単体図を参考にしてください。
61	要求水準書 運営・維持管理業務編		16	第3章	第5節	1.	（1）					受付管理	搬出入車両を計量棟において計量、記録、確認、管理を行うこととありますが、自己搬入車の入場時の受付については、下記のどちらの方法で行うと考えればよろしいでしょうか。 ①玄関棟前の来場者駐車場に駐車し、工場棟の事務室で受付を行い、一度施設外に出た後、計量棟で計量を行う。 ②計量棟で受付及び計量を行う。	①及び②両方で対応できるように提案してください。
62	要求水準書 運営・維持管理業務編		16	第3章	第5節	4						ごみ処理手数料の徴収など	本項の業務も、運營業務委託契約書（案）第13条の規定に則り、構成員又は協力企業ならば、貴市への事前通知で、SPCから構成員又は協力企業へ委託可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書 運営・維持管理業務編	※	17	第3章	第5節	4						ごみ処理手数料の徴収など	第1回入札説明書等に係る質問への回答No.235（平成30年6月12日付）で、口座振込は不可と御回答を頂きました。金融機関への納付を検討するにあたり、手数料の徴収額の見込みを、徴収日（平日、土曜日、年末年始）ごとに御教授下さい。	平日の最大徴収額は30万円程度で、土曜日、年末年始の徴収はありません。
64	要求水準書 運営・維持管理業務編	※	17	第3章	第6節	（4）						搬入管理	第1回入札説明書等に係る質問への回答No.245（平成30年6月12日付）で、搬入物検査時に貴市の御立合いがないのは、既存の新港工場同様に、搬入物検査の対象は委託業者のみで、市民の一般持込車は対象としないと理解してよろしいでしょうか？ 市民の一般持込車を対象とした搬入物検査で、貴市の御立会を賜れないことで市民との間でトラブルが生じやすくなることを懸念しています。	委託車両が搬入する可燃ごみ、市民が自己搬入する可燃ごみ、許可業者が搬入する可燃ごみの分別の検査を対象とします。 当市で既に委託業者のみで分別検査を行っていますが、問題になったことはありません。
65	要求水準書 運営・維持管理業務編	※	19	第3章	第10節	1.	1	（2）				副生成物の処理等	「運営事業者は、熔融スラグの売却先の確保に向けて協力すること」の記載がございますが、売却による収益は貴市に帰属し、契約の当事者は貴市と売却先であるので、契約の当事者ではない運営事業者は売却先の確保だけを行い、売却先の採否、販売価格、引き取り条件等は、貴市と紹介先が協議の上決定し契約するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、様式集様式8-9においては、本市が行う再利用以外の副生成物の販売価格についても提案してください。引き取りを含めた条件を想定しているので、逆有償となる提案については、認めません。
66	要求水準書 運営・維持管理業務編	※	19	第3章	第10節	1.	1	（2）				副生成物の処理等	「運営事業者は、熔融スラグの売却先の確保に向けて協力すること」との記載がございますが、応募者が確保した売却先より輸送費を求められる場合、輸送費については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、様式集様式8-9においては、本市が行う再利用以外の副生成物の販売価格についても提案してください。引き取りを含めた条件を想定しているので、逆有償となる提案については、認めません。
67	要求水準書 運営・維持管理業務編	※	19	第3章	第10節	1.	1	（2）				副生成物の処理等	応募者が提案に際して有効利用先を検討するにあたり、参考として現在貴市における再利用の契約内容（売却単価、受け渡しの方法、運搬費）をご教示いただけますでしょうか。	売却単価：216円/t(税込)（引取費込）。 受け渡しの方法：①購入者から書面で市に申込。 ②引取車両で購入者来場。 ③市がホイロロードで購入者の車両積込。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
68	落札者決定基準書	※	5	3	表－2	2	(1)	イ					副生成物（熔融スラグ、メタル、鉄、アルミ及びその他金属）の活用計画	熔融スラグの有効利用先を提案することになっていますが、利用促進に向けた指針作成や道路工事でスラグ入り製品の使用を促すような発注方法を今後導入のお考えはありますか。	様式集様式8-9にて、本市が行う再利用以外の副生成物の販売価格について提案してください。引き取りを含めた条件を想定しているので、逆有償となる提案については、認めません。
69	様式集		様式5-1 様式5-2										入札書、委任状	第一回入札説明書等に係る質問への回答【入札参加資格以外に係る質問】の№324で、様式5-2の委任状は「入札権限の委任となります」と回答がありましたが、様式5-1の入札書には受任者名の記載及び押印箇所がございません。入札書には受任者名の記載及び押印は不要との認識でよろしいでしょうか。	様式5-1を修正しています。参照してください。
70	様式集	※	様式7－1	※3									入札価格内訳資料（運營業務委託費）	第1回入札説明書等に係る質問への回答№. 328（平成30年6月12日付）ですが、貴市による事業者への修繕費の支払を平準化することが求められていると理解してよろしいでしょうか。 修繕内容は年度毎に異なるため、修繕内容を平準とするのではなく、貴市からの支払いを平準化いたします。 なお、年度毎の修繕内容に応じて、事業者の売上高、費用等の金額は会計・税務等の基準に基づき変動しますが、貴市からの修繕費の支払いを平準化することは可能です。	ご理解のとおりです。
71	様式集	※	様式7-5 別紙										費用明細書（年間運転経費）	H30. 6. 12の第1回入札説明書等に係る質問№0. 346で「年間発電電力量の提案に当たっては、場外利用は含まないもの（電気供給および熱供給なし）として算出してください。」とありますが、本書に記載する発電量には場外への熱供給を見込むものと考えてよろしいでしょうか。 また、場外への熱供給は温水の供給量は添付資料14に記載の4, 231m3/年、蒸気の供給量は添付資料17に記載の5, 240 t /年（点検または更新工事時期を除く）を供給するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	様式集	※	様式8－2	1	(1)	イ							他所灰及び破碎不燃残渣の安定処理	第1回入札説明書等に係る質問への回答№. 344（平成30年6月12日付）で、1日あたりの破碎不燃残渣および他所灰の処理量は事業者提案としてもよろしいかとの質問に対し「ご指摘の2炉運転の場合は、参考表に示す2炉運転の場合の処理量及び負荷率を前提条件として提案してください。」とのご回答をいただきましたが、この前提条件の設定の考え方をご教示願えないでしょうか。 なお、貴市ご提示の添付資料10「可燃ごみ等月別搬入見込み量」から他所灰・不燃残渣の月別搬入割合は大きな変動がないようにお見受けしており、運転炉数によらず混合率一定でも処理可能と考えております。	前段については、破碎不燃残渣及び他所灰の即日処理を条件として、通常2炉運転時の1炉あたりの他所灰などの割合が高いことから、非価格要素審査項目としています。 後段については、要求水準書添付資料10を他工場の稼働を反映したものに修正しています。参照してください。
73	様式集		様式8-11										発電電力量等	7月2日の対面での対話において補足資料3（2）に表2～4が示されましたが、様式8-11の指定枚数2ページ以内に含めて記載すべきでしょうか。または様式8-11別紙（A4）とすべきでしょうか。別紙とする場合は、別紙には表のみ記載とし他の図表や説明は記載してはならないとの理解でよろしいでしょうか。	様式8-11で2ページ以内としています。補足資料の追加分に限り、必要最小限のページの追加を認めます。
74	様式集	※	様式8-11	2	(3)	ア							熱回収率（21.5%以上）および発電量	H30. 6. 12の第1回入札説明書等に係る質問№0. 346で「年間発電電力量の提案に当たっては、場外利用は含まないもの（電気供給および熱供給なし）として算出してください。」とありますが、算出するごみ質については基準ごみ（10, 100kJ/kgに他所灰の混合を考慮）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名		頁	項目									タイトル	質問内容	質問回答
75	様式集		様式8-15										二酸化炭素排出量	7月2日の対面での対話において補足資料3（3）に表5が示されましたが、この表5に様式8-15に当初記載のあった■二酸化炭素排出量表を差替えするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	様式集	※	様式8-15	4	(1)	ア							二酸化炭素排出量	H30. 6. 12の第1回入札説明書等に係る質問No. 352で「二酸化炭素排出量の提案に当たっては、場外利用は含まないもの（電気供給および熱供給なし）として算出してください。」とありますが、算出するごみ質については基準ごみ（10, 100kJ/kgに他所灰の混合を考慮）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	様式集		様式8-15										二酸化炭素排出量	7月2日の対面での対話において補足資料3（3）に表5が示されましたが、様式8-15の指定枚数2ページ以内に含めて記載すべきでしょうか。または様式8-15別紙(A4)とすべきでしょうか。別紙とする場合は、別紙には表のみ記載とし他の図表や説明は記載してはならないとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 73を参照してください。
78	様式集	※	様式8-25	7	(3)	ア							財務の健全性	本様式の作成要領に「・不測の事態が生じた場合の資金確保方策について説明すること」、評価のポイントに「財務の健全性確保のため」とありますが、代表企業ではなくSPCの財務の健全性について記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	基本協定書(案)	※	第4条	第1項									賠償額の予定	第1回入札説明書などに係る質問への回答No. 356（平成30年6月12日付）ですが、建設期間中のみ対応する協力企業がその後の運営期間（20年間）もの間、直接関係ない運営事業会社と基本協定書第3条第4項に記載されるリスクを連帯保証で負うことは現実的に難しいと考えます。貴市におかれましても、すでに実質事業と関係なくなった企業の上記リスクを20年間にわたり運営事業会社が負うことになることは避けたいのでは、と思料します。よって建設期間中のみ対応する協力企業の連帯責任は当該企業が事業に関わっている建設期間中のみに適用する、と考えさせていただけないでしょうか？	本市との関係では連帯責任となりますので建設期間以外にも適用されます。ただし、第3条第4項第1号ないし第3号については、本事業に関して該当した場合に限ります。最終的に基本協定書を修正します。
80	基本協定書（案）		2	第4条									（賠償額の予定）	「企業グループは、構成員又は協力企業のいずれかが前条第4項各号のいずれかに該当するときは、・・・」の解釈として、第3条第4項の但し書き「ただし、第1号ないし第5号については本事業に関して該当した場合に限る」が第4条にも適用され「企業グループは、構成員又は協力企業のいずれかが前条第4項各号のいずれかに該当するとき（ただし、第1号ないし第5号については本事業に関して該当した場合に限る）は、・・・」と解釈してよろしいでしょうか。	本表No. 79を参照してください。
81	建設工事請負契約書(案)	※	9	第3章	第29条								賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更	設計・建設業務費の変更については、貴市建設工事工事請負契約約款の運用と同様に、第1項から第4項までは全体スライド条項、第5項は単品スライド条項、第6項はインフレスライド条項であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	運営業務委託契約書(案)	※	1	第1章	第7条	第2項							契約保証金	第1回入札説明書等に係る質問への回答No. 387（平成30年6月12日付）で、契約保証金の差入については原案のとおりと回答がございましたが、こちらはNo. 6の回答に基づき運営開始時に差入を行うという理解でよろしいでしょうか。また、長期間の差入が困難であることから運営保証対象額以上を満たす前提で、運営業務委託契約締結時から年度ごとの差入を行うという認識でよろしいでしょうか。	前段については、契約締結時とします。後段については、ご理解のとおりです。なお、前後段ともに、契約締結の際に別途覚書を交わすことで、運用上、契約保証金の差し入れ時期について運営開始時とすることが可能か協議します。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
83	運営委託業務契約書（案）	※	3	第2章	第1節	第15条	(5)						余剰電力の売却	余剰電力の売却は発注者責任となっていますが、運営事業者の発電量最大化に向けた努力を促進して貴市利益を拡大するため、提案値から超過した余剰電力の売却利益は50%運営事業者に還元されることをお認め頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
84	運営業務委託契約書（案）	※	8	第2章	第3節	第35条	第3項						副生成物	本項に記載の「一般廃棄物運搬業を行う第三者」は、三者間契約により貴市からの運搬委託の当事者となることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条第一項に基づき、一般廃棄物運搬収集業の許可を持たない者でもよいとの理解でよろしいでしょうか。なお、この第三者は構成員を検討しております。	ご理解のとおりです。
85	運営業務委託契約書（案）		33	別紙3									各年度のインデックスの設定方法	用役にコークスを使用方式を採用する場合、運営変動費の構成費目と使用する指標について、コークスを別途追加し、その指標は国内企業物価指数ではなく「普通貿易統計／品別国別表（輸入）／コークス及び半成コークス」（財務省貿易統計）及び近隣施設入札価格」としていただけませんか。	入札説明書添付資料-3の3（1）を参照してください。
86	運営業務委託契約書（案）	※	33	別紙3	3	(1)							改定方法	第1 回入札説明書等に係る質問への回答No. 404（平成30年6月12日付）ですが、運営業務委託契約書（案）のとおりの御回答は、契約書（案）とおりに改定に用いる指標について、事業者からも提案可能と応えて頂いたものと思料いたします。 事業者が提案する指標の指定様式が無いように存じますので、任意の様式で提案書に添付すればよろしいでしょうか。 また、運営業務委託契約書（案）では、事業者が提案した指標のうち、貴市が協議対象として認定したものだけが、協議できるように読めますが、事業者の提案する指標が合理性を著しく欠けていないかぎり、基本的には協議対象として認定して頂けると理解してよろしいでしょうか。	前段については、様式集様式7-1 ※4に示すとおり物価変動に基づく改定に用いる指標について提案がある場合には説明欄に記入ください。 後段については、提案内容を確認の上、市が判断することとします。
87	第1 回入札説明書等に係る質問への回答 No. 23	※	3/46ページ										全体計画	全体計画については、「原則、要求水準書添付資料2のとおりに提案してください。」とのご回答ですが、添付資料2では来場者および見学者の出入口が2箇所あるのに対し、出入口の分かりやすさを考慮して出入口を1箇所としてもよろしいでしょうか。 また、それに伴い、玄関棟の位置については、要求水準所添付資料2の見学者駐車場（敷地南側）の位置付近に変更してもよろしいでしょうか。	来場者駐車場は一般来場者を対象とし、見学者駐車場は見学者を対象とした駐車場として使い分けを想定しています。 各駐車場からの動線や、建物の意匠性を考慮した計画であるため、前後段ともに、要求水準書に記載のとおりとします。
88	第1 回入札説明書等に係る質問への回答 No. 23	※	3/46ページ										全体計画	全体計画については、「原則、要求水準書添付資料2のとおりに提案してください。」との記載がございますが、煙突の位置については調整池への斜面上に煙突基礎の設置をすることが困難なため、調整池斜面と干渉しない位置に変更してもよろしいでしょうか。	調整池の部分を活用するなどにより、職員駐車場の必要台数をひとまとめに確保した計画にできる場合は、煙突の移動を可とします。
89	第1 回入札説明書等に係る質問への回答 No. 23	※	3/46ページ										全体計画	全体計画については、「原則、要求水準書添付資料2のとおりに提案してください。」との記載がございますが、スラグストックヤード棟の位置については、来場者駐車場から離れた位置に設置した方が望ましいと考えるため、敷地北側に位置を移動してもよろしいでしょうか。	施設全体の車両の動線が効率的であり、ストックヤード棟へと向かう車両とそのほかの車両が交差しない計画とできる場合は、ストックヤード棟の移動の提案を可とします。

No.	資料名		頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
90	第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札参加資格以外に係る質問】	※	4	NO. 32								ガス	貴市のご負担にてガス管を敷設されるとありますが、契約するガス会社をご教授願います。 もし、ガス会社が未定の場合には各社の統一性を図るためにガス料金単価をご指定願います。	東京ガス株式会社です。
91	第 1 回入札説明書等に係る質問への回答 NO. 42	※	5/46ページ									全休炉日数	貴市の一般廃棄物処理施設基本計画には「1 工場が定期修繕（オーバーホール）によりごみの搬入を停止する間（約15 日間）は、市内のごみ全量を残る 1 工場で受け入れる」との記載があります。 全休炉日数は要求水準書に記載の通り15日間とのことです が、全休炉期間中の本施設へのごみの受入は無いものとしてごみピット計画を行ってよろしいでしょうか。 また、添付資料10の月別搬入見込み量は他工場全休炉中のごみの受入を考慮した搬入見込み量と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本表No. 72を参照してください。
92	第 1 回入札説明書等に係る質問への回答 NO. 43、および NO. 289	※	5/46ページ 31/46ページ									余熱利用設備	若葉いきいきプラザへの供給温水の返送に関し、第1回入札説明書等に係る質問への回答（平成30年6月12日）のNO. 43とNO. 289の間に相違があります。温水の返送有（NO. 289が正）と理解してよろしいでしょうか。	若葉いきいきプラザへの供給温水については返送はありません。ご指摘の返送については、工場敷地内における循環温水です。
93	第 1 回入札説明書等に係る質問への回答 NO. 73	※	8/46ページ									敷地境界外からの電気、電話の引込みに必要な埋設管路工事及び水道、ガス引込工事	「（途中略）工事範囲は敷地境界内であり、敷地境界外については工事範囲外かつ費用負担はない……」との質問に対し、そのとおりであるとのこと回答がありましたが、これは、負担金類（水道でいえば工事費以外の「給水申込納付金」や「開発負担金」）も受注者の責任範囲外になるものと理解してよろしいでしょうか。	負担金についてはご理解のとおりです。 なお、水道については敷地外道路に敷設している水道本管からの引き込みから、工事範囲に含みます。
94	第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札資格以外に係る質問】 No. 219	※	24/46ページ										要求水準書において既設工場敷地内の地下部分は全て撤去とありますが、第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札資格以外に係る質問】 NO. 219の質問では事業実施区域においての撤去可否について協議によるとあります。撤去対象についてはご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	本表No. 4を参照してください。
95	現地見学会	※										共同住宅	共同住宅は扉が溶接されているとの事で内部を確認することが出来ませんでしたが、内部に残置物は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、受注者が事前調査にて内部に残置物を確認した場合は、別途清算という理解でよろしいでしょうか。	残置物があった場合には、事業者の負担により適切に処分してください。なお、特定家庭用機器再商品化法における対象廃棄物については、市で処分します。
96	現地見学会	※										共同住宅	浄化槽の図面はございますでしょうか。無いようであれば、構造とサイズをご指示願います。また、汲み取り清掃は済まされているという認識でよろしいでしょうか。	設置の概要を示します。 処理方式：単独処理 構造　　：腐敗方式 規模　　：100人槽 後段については、ご理解のとおりです。
97	現地見学会	※										工場棟	配管エルボ、ダクトパッキン、配管フランジの数量が不明確となっております。アスベストは無いものとして見積して、受注者が事前調査にてアスベストを確認した場合は、別途精算という理解でよろしいでしょうか。	新たに確認された場合には事業者の負担により適切に処分してください。
98	現地見学会	※										工場棟	ハロンガスがございましたら、数量をご指示願います。	数量は45kg入りボンベが27本、1kg入りボンベが3本、合計1, 218kgです。 事業者の負担により適切に処分してください。
99	現地見学会	※										工場棟	地下オイルタンクがございましたが、残油はございますでしょうか。また、残油抜き取りをされており、洗浄済という認識でよろしいでしょうか。	地下オイルタンクの残油は抜取済みですが、タンク内は洗浄はしていません。

No.	資料名		頁	項目									タイトル	質問内容	質問回答
100	現地見学会	※											工場棟	残置不用品は無いものとして見積し、残置不用品があった場合には、受注者が別途精算にて撤去、処分すると理解してよろしいでしょうか。	新たに確認された場合には事業者の負担により適切に処分してください。
101	現地見学会	※											煙突	地中杭の本数が、参考資料では73本となっておりますが、図面では75本と記載されております。75本として見積してよろしいでしょうか。	73本で見積して下さい。
102	現地見学会	※											その他	その他建物内部には、残置不用品は無いものとして見積りし、残置物があった場合は受注者が別途清算にて撤去、処分すると理解してよろしいでしょうか。	新たに確認された場合には事業者の負担により適切に処分してください。
103	現地見学会	※											現場調査	既存のごみピット及び同ピットの山留めが土工事にて解体、新設杭に干渉しますが撤去費用を見込むために既存山留めの資料をご提示願います。	既存の山留めの有無は確認できないため、確認された場合には、事業者の負担により適切に処分してください。
104	現地見学会	※											現場調査	共同住宅の解体敷地で、樹木の伐採範囲は既存ネットフェンスで囲われた範囲という理解でよろしいでしょうか。	本表No. 40を参照してください。
105	現地見学会	※											現場調査	前面道路～煙突に敷設されている航空障害等用電源の取り扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。	平成33年3月末までは市が給電しますが、平成33年4月より、煙突の解体が終わるまで、航空障害灯の運用は続けてください。またそれに伴う電気料金等についても事業者が支払うものとします。 煙突解体後、航空障害灯が不要となりましたら、撤去してください。